

埼玉県立総合教育センター教育資料室の収集する資料に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要項は、埼玉県立総合教育センター教育資料室の収集する資料の受入に関して、必要な事項を定める。

(収集基準)

第2条 収集する資料は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育に関する基本的な資料
- (2) 教育に関する調査研究及び教職員研修に関して必要な資料
- (3) 学校及び教職員の教育活動に関する資料
- (4) 県内の学校及び教育機関の刊行する資料
- (5) 採択用見本教科書
- (6) その他、所長が必要と認めた資料

(収集方法)

第3条 資料の収集方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 購入
- (2) 寄付受入
- (3) 複製制作

(受入・整理)

第4条 収集した資料は、図書管理システムに必要な事項を入力・保存し、閲覧・利用に供する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。